

『ぎや・ど・べかどる』の送り仮名

——キリシタン版の送り仮名使用の一端——

柴田雅生*

一 はじめに

一般の社会生活における現行の送り仮名については、内閣訓令「送り仮名の付け方」（一九七二年制定）により定めがある。そこにおいては、通則として七類をたて、さらにその中に本則・例外・許容という項目をたてている。国語に関する法令にはなにかの例外措置を含むが、中でも「送り仮名の付け方」はその細則が多岐にわたり、数多くの例外を許容することとなっているため、とうてい単純な定めとは言いがたい。安田敏朗氏は『国語審議会 迷走の60年⁽¹⁾』において、「送り仮名」に関して、当時の国語審議会会長であった土岐善麿が新村出から「送りがなを扱ふと大へんだよ。（中略）命とりになる」ということばをかけられた話を紹介している。当用漢字表や現代かなづかい等の先行法令に準じ

て、法令に定めることが優先された結果であることは否定できないであろう。

ところで、このように日本語における送り仮名が多様であることについては、中根淑『日本文典』（明治九年）が「古ヨリ其ノ法定リナシ、或ハ多ク用フル者モアリ、寡ク用フル者モアリ、又多寡打チ交ヘテ用フル者モアリ、各其ノ意ニ任セテ之ヲ用フルニ由リ、今ニ於キテ其ノ規則立タザレバ、竟ニ一定ノ期アルコトナシ」と述べるように、古来の事実として認識されている。しかしながら、果たしてどれほどに多様であるのかについて、十分に明らかになっていないと言いがたい。漢字と仮名の関係を扱った『漢字講座4 漢字と仮名』（一九八九年二月）において送り仮名を取り上げているのは、佐々木峻「古代の送り仮名」と原口裕「近代の送り仮名」であるが、扱われている資料は限定的であると言わざるを得ない。

そこで、本稿では前出の「近代の送り仮名」でも扱われているキリシタン版『ぎや・ど・べかどる』について、その送り仮名の使用実態の一端を明らかにしようと思う。いわゆるキリシタン版国字本は字書である『落葉集』を除き十種類が知られているが、その中で『ぎや・ど・べかどる』を対象とするのは、その本文量がキリシタン版の中で比較的大部であるだけでなく、「ぎやどべかどる」には、漢字活字が存在しないという理由でやむなく仮名書きされた語は見当たらない。必要な字は全て用意する態勢で臨んだのが「ぎやどべかどる」の印行であ」と評される⁽⁴⁾ことが理由である。

原口裕氏は本資料の送り仮名について次のように指摘する。

書物の性質上、読者への配慮が十分に行きわたっている聖典の場合

はどうであろうか。(略)

上巻第一篇を瞥見しただけであるが、(略)動詞の転成名詞を含めて、送り仮名はよく送られている。(略)不統一な表記、助動詞や助詞「て」を接続する場合の活用語尾無表記例も混在し、「有へし、成へし」などは慣用のままであるが、(略)丁寧な表記例も少なからず。慣用表記が固定している「有(連用・終止)」、付て、申て、以て、依て、云く、多用される「知しめす、在ます」、複合動詞の前項「悔悲み、尋深りて、燃立給ふ、見立奉る、分入給ふ」などを除くと、送り仮名は統一的で、よく送られていると見るべきであろう。

読者に対する十分な配慮が丁寧な表記となり、送り仮名もまた過不足なく統一したものになっていくという表記の歴史の趨勢を、実例をもって示したものになっているのである。

部分的とはいえ実態に基づいた分析により、歴史的な展開に重きを置く叙述となっている。ただ、統一的な表記法への志向は近代以降を視野に入れば確かにそうであろうが、中世末の外国資料における表記においてどこまで言いうるものであるか検証が必要であろう。また、「よく送られている」についても、他と比較しうる具体的な姿として示す必要があるのではないか。まずはその実態を詳細に明らかにする必要があると考える次第である。

なお、キリシタンたちが体系的な日本語学習を展開させていたことは、現存する資料からも窺われるが、「送り仮名」なる語は見出だせない。関連するものとして、『日本大文典』の綴り字法の項に「捨て仮名(sutegana)」についての言及が見られる。

○日本の漢字で書かれたものでは、「よみ」のことはに有るべき

名詞の格辞、動詞の活用語尾、その他の助辞が「捨仮名」(Sutegana)と呼ばれて初めから書かれておかないので、それを「よみ」で読む場合には、さういふ格辞なり活用語尾なり助辞なりを、別に読み添へるか、その漢字の右側に「仮名」(Cana)、又は、「片仮名」(Caracana)で書き加へるかして、格や時や法などがわかるやうにする。即ち、Va (は), ga (が), no (の), ni (に), ye (へ), vo (を), te (て), xite (し て), xi (し), reba (れは), xeba (せは), re (れ), qu (く), zu (ず), ba (は), mo (も), ta (た), など。又動詞の Xi (し), Su (す), suru (する)。

5. ca (可), 2. xuri (修理), 1. Inja (神社), 4. xen (専), 3. saixij (祭祀事)。即ち, Injau xurixi, saixiuo mopparani subequi coto. [神社を修理し, 祭祀を専らにすべき事。]「式目」(Xiquimocu)

この例でもわかるやうに、助辞 Xi (し), vo (を), ni (に), su (す) を、読む通りに別に加へて、「よみ」の語となるやうにするのである。⁽⁶⁾

いわゆる送り仮名とは異なり、助辞のテニヨなども含めている点で區別すべきものであるが、『国語学大辞典』の「送り仮名」の項目や菊地圭介「おくりがな」「すてがな」の語史—含「おくりがな」「すてがな」の用例一覧⁽⁷⁾」などが指摘する如く、両者は連続する。少なくともキリシタンたちが「送り仮名」についてまったく無頓着であったとは言いがたいとは言えるであろう。

調査には、天理図書館善本叢書の影印(上巻—天理図書館蔵本・下巻

—イェズス会本部文庫蔵本⁽⁸⁾）を用い、豊島正之編『ぎやどべかどる 本文と索引』および尾原悟編『クリシタン文学双書 ぎやどべかどる⁽⁹⁾』を参照した。

二 送り仮名分析の視点

送り仮名を歴史的に扱った研究はさほど多くはないものの、その分析の中心となっているのは活用語尾との関わりである。確かに近世以前の資料においてカキテを「書て」と記すような活用語尾を送らない例を見出すことは困難でなく、統一的でない印象が残る。しかし、それだけでもって恣意的と看做すことはできない。また、送り仮名を活用語尾だけで捉えきることもできない。派生語や語の複合などが関わり、さらには語としての表記の慣用の中に位置づけることも求められるのである。

このことに関して、現行の「送り仮名の付け方」では、「本文」の見方及び使い方⁽¹⁾においてその定め⁽²⁾の全体像を示している。

一 この「送り仮名の付け方」の本文の構成は、次のとおりである。
単独の語

1 活用のある語

通則1 (活用語尾を送る語に関するもの)

通則2 (派生・対応の関係を考慮して、活用語尾の前の部分から送る語に関するもの)

2 活用のない語

通則3 (名詞であって、送り仮名を付けない語に関するもの)

通則4 (活用のある語から転じた名詞であって、もとの語の送り仮名の付け方によって送る語に関するもの)

複合の語
通則5 (副詞・連体詞・接続詞に関するもの)

通則6 (単独の語の送り仮名の付け方による語に関するもの)

通則7 (慣用に従って送り仮名を付けない語に関するもの)

付表の語

1 (送り仮名を付ける語に関するもの)

2 (送り仮名を付けない語に関するもの)

冒頭でも述べたようにさまざまに批判することは可能であろうが、ここには送り仮名法をいかにして記述するかの基本が示されていると見てよいと考える。⁽¹⁾とりわけ、活用語尾だけでなく、転成名詞や副詞・連体詞・接続詞等についても配慮している点で、汎時論的な分析の視点として有効であろう。

ただし、「付表の語」は「当用漢字表」付表に関するものであるから、この部分は法令同士の整合性を持たせる部分であるとして顧慮する必要はなからう。また、表記の慣用に関わる部分も表記の実態を明らかにする目的においては不要である。したがって、送り仮名の分析において重要なものは、次の三点であると言える。

1 活用語尾との関わり (活用語尾に関する送り仮名)

- 2 用言以外の品詞（転成名詞等に関する送り仮名、転成の語以外をも含む）
- 3 語の構成（語の複合に関する送り仮名）

以下では、1と2の転成名詞を中心に具体例を見ていくこととする。

三 用言の送り仮名

内閣訓令「送り仮名の付け方」の中心は、通則1として示される活用のある語の扱いである。ここでは活用語尾をいかに送るかが焦点であり、活用語尾から送ることが原則として示される。『ぎや・ど・べかどる』においても、次のように活用語尾を送るものが軸となっている。（挙例は関連する使用例が合計十例以上見られる漢字からの摘記とし、括弧内はその表記形式の用例数を示した。また、複合語は後考に俟つこととして除いている。）

- イトフ 厭ハ(5) 厭ひ(11) 厭ふ(4)
 ウヤマフ 敬ハ(1) 敬ひ(24) 敬ふ(5)
 カヘル 帰ラ(2) 帰り(7) 帰る(4) 帰れ(1)
 キラフ 嫌ハ(6) 嫌ひ(16) 嫌ふ(18) 嫌へ(1)
 コトナル 異ナラ(17) 異なり(4) 異なる(4)
 シルス 記サ(2) 記し(1) 記す(9)
 タガフ 違ハ(15) 違ひ(3) 違ふ(4) 違へ(3)
 チカシ 近カラ(4) 近き(7) 近く(6) 近し(4)
 トドク 届カ(1) 届き(6) 届く(9)

多用される漢字「在」は一例を除き動詞マシマスと対応する。動詞アリと対応する例が次の如くであるが、マシマスとの使い分けは明瞭である。

御巧みにもるゝ事**在**べからず（上40オ3）

とりわけ、同根の複数の訓が対応する漢字については、次に見るように、活用語尾を示すことによって、語形を明示していると考えられる。

- ウツス 移サ(1) 移し(4) 移す(3)
 ウツル 移リ(9) 移る(1)
 オソル 恐れ(72) 恐る(9) 恐るゝ(19) 恐る(2)
 オソロシ 恐ろしき(3) 恐しき(1) 「恐敷」3例あり。
 カクス 隠し(12) 隠す(5)
 カクル 隠れ(14) 隠るゝ(2)
 カタシ 堅く(15) 堅き(5)
 カタマル 堅まり(1)
 カタム 堅め(4) 堅むる(1)
 カタムク（四段）傾カ(1) 傾き(12) 傾く(6)
 カタムク（下二段）傾け(5) 傾くる(1)
 ケガス 汚サ(3) 汚し(3) 汚す(8) 汚せ(1)
 ケガル 汚れ(13)
 クダス 下サ(2) 下し(6) 下す(2)

この「過」の例のように、多用される連用形においては活用語尾を施さ

クダサル	下され(3) 下さるゝ(12) 下さるれ(1)
クダル	下り(2) 下る(4)
タマフ	給は(43) 給ハ(3) 給(1) 給ひ(397) 給ふ(100)
給へ(105)	
タマハル	給ハラ(21) 給り(2) 給る(2)
ツカフ(四段)	仕は(1) 仕ハ(2) 仕ひ(3) 仕ふ(4)
ツカフ(下二段)	仕へ(61) 仕ふる(3)
ツカマツル	仕ら(1) 仕り(3) 仕る(10) 「仕難き」 1例あり。
ハナハダ	甚(15)
ハナハダシ	甚しく(6) 甚しき(10) 甚しけれ(1)

「給(タマフ・タマハル)」に関しては、活用語尾の一部を施さないと
いう若干の例外も見られ、タマハルの未然形においてははいわゆる不変化
語尾を送るが、タマフとタマハルの区別は明瞭である。

このほか、「改る(アラタムル)」が「改まる」と区別される例や送り
仮名を伴わない「過」が他動詞スゴスと紛れない表記であったと解釈で
きる例が認められる。

アラタム	改め(25) 改む(5) 改むる(11) 改る(2)
アラタマル	改まり(2) 改まる(2)
スグ	過(未然・連用形、24) 過る(3)
スゴス	過さ(1) 過す(4) 過せ(2)

ないものも見られるが、活用語尾を明示しなくとも一定の活用形と結び
つくこと解釈できることには変わりない。
ところが、語形との対応関係が必ずしも統一されているとは言えない
例も決して少なくない。

アフ	逢(未然形、2) 逢ひ(5) 逢(連用形、5) 逢ふ(2) 逢 (終止形、2) 逢へ(2)
	御内證に逢奉ると思ふ事の(下36ウ6) ⁽¹²⁾
	御前に出て御糺明に逢ひ奉るべき者也(上37ウ9)
	是死罪の落着に逢まじき為にと宣ふ也(下56オ4)
	二たびかゝる殃に逢まじき為に(上49ウ2)

送り仮名を施さない「逢」が、未然形(逢ざる)にも連用形(逢て)に
も、さらには終止形(逢べき)にも対応するが、下接の語により語形は
判別可能である。ところが、次に示すように同一の語に対する送り仮名
の異表記が併存している。

アタル	當ら(4) 當り(18) 當(連用形、7) 當る(38)
カク	書き(1) 書(連用形、13) 書く(1)
カナフ	叶ハ(155) 叶(未然形、10) 叶ひ(連用形、38) 叶ふ (四段) (終止・連体形、55) 叶(終止・連体形、11)
	※下二段では、叶へ(未然・連用形、9) 叶ゆ(1) 叶ゆる(7)。
カラム	搦め(25) 搦(未然・連用形、3) 搦むる(2) 搦る (1)

タフトシ 貴から(1) 貴く(2) 貴し(1) 貴き(61) 貴(連体形、2)

マウス 申さ(23) 申し(2) 申(連用形、21) 申す(6) 申(終止・連体形、35) 申せ(6)

タヅヌ 尋ね(13) 尋(未然・連用・命令形、13) 尋ぬ(3) 尋ぬる(2) 尋る(8)

(面々の心にかこつけを尋ねずといふ事なし(下2オ10) 同じごとくに道理を尋ずと(下65オ6)

(Dの御國と其憲法を尋ねよ(上10ウ4) 尋よ、見付べし、扣け(上95ウ5)

中には、「云」の如く、下接語によって活用語尾を送るか否かが使い分けられていると解される例も見られる(二重傍線は下接語を示す)。

イフ 云ハ(3) 云(未然形、96) 云ひ(1) 云(連用形、

3) 云(終止・連体形、114)

未然形

浅間敷哀なる事を云ハ(上89ウ11ほか、3例)

然じて其身ハ云く、数年の畜へ莫太なれば(下3オ9ほか、90例)

争か真の宝とハ云んや(下41オ15ほか、6例)

連用形

上を犯す逆罪と云ひDに對し奉る狼籍をば(上20オ10、

1例)

いひと云し辞(上35オ9、1例)

まんなと云て甘味深き天食を(上10ウ3、1例)

Dの御藏のかぎを渡し給ふ者とも云つべし(上96オ4、

1例)

終止形 最下のがらさに住すると云とも(上62ウ13、4例)

連体形 如何許ありや否やと云事を糺明せよ(下69オ14ほか体

言が下接、91例)

尚哀なる事と云バ(上100ウ16ほか、19例)

形容詞・形容動詞においても、

アタラシ 新き(14) 新しき(1) 新く(5) 新しく(2)

イヤシ 賤しから(1) 賤しく(1) 賤く(2) 賤しき

(3) 賤き(10) 賤しけれ(1)

アワレナリ 哀れなる(1) 哀なる(18)

スマヤカナリ 速なら(2) 速に(8) 速かに(1)

の如く、同一語形に対する表記にはいささかの例外を見出せる。

このほかにも挙例にはいとまがなく、詳細は別に報告することとするが、多数を占める表記形式がある一方で異表記は少数に留まる語が多く、拮抗する場合は稀である。

四 体言の送り仮名

体言には、転成名詞とそれ以外の名詞、すなわち活用語との派生関係の有無に基づく二類が想定できる。転成名詞は、「送り仮名の付け方」の通則4で「活用のある語から転じた名詞及び活用のある語に「と」「み」「げ」などの接尾語が付いて名詞になったものは、もとの語の送

り仮名の付け方によって送る。」とあるように、基本は活用語尾に相当する部分を送ることとしている。しかし、「例外」の項に「ここに掲げた「組」は、「花の組」、「赤の組」などのように使った場合の「くみ」であり、例えば、「活字の組みがゆるむ。」などとして使う場合の「くみ」を意味するものではない。「光」、「折」、「係」なども、同様に動詞の意識が残っているような使い方の場合は、この例外に該当しない。したがって、本則を適用して送り仮名を付ける。」と記すことで明らかのように、語源論的に派生関係が措定できる用言が存在していたとしても、その意味用法に応じて送り仮名の送り方が変わることを想定している。

『ぎや・ど・べかどる』においてはどうかであろうか。

アマリ	餘り (5)	—	餘り (6)	餘る (6)	餘れ (1)
	※このほか、副詞「餘りに」も10例あり。				
アワレミ	憐み (28)	—	憐ま (2)	憐み (3)	
イカリ	嗔り (14)	—	嗔れ (2)		
ウタガヒ	疑ひ (28)	—	疑ふ (4)		
マヨヒ	迷ひ (57)	—	迷ハ (4)	迷ひ (6)	迷ふ (3)
	(1)				
ヤシナヒ	養ひ (20)	—	養ひ (6)		

比較的多用される例を見るに、下段の動詞の活用語尾に相当する部分を送ることが基本であることは疑いを入れない。そして、送り仮名の送り方も原則として一定であることもうかがえる。対応する動詞が本文中に見られない「恵み」(40例)なども同様に考えてよいであろう。

活用語との派生関係が想定できない語においても一定の表記形式を示

し、基本的には送り仮名(捨て仮名)を施さない形式であったと考えられる。

アヒダー間 (58)	クニ—國 (54)	ナミダー涙 (29)
ホカー外 (145)	ホノホ—焰 (31)	マナコー眼 (67)
ミナー皆 (91)	ヨロヅ—萬 (82)	

動詞オキツに由来すると考えられる「掟」(55例)も、『日葡辞書』に名詞オキテは立項するものの動詞オキツは掲載しないことから、派生関係は認識になかったと見られる。ちなみに、『落葉集』においては「掟」字を掲出せず、オキテの訓を施すのは「藝」字のみである。

「送り仮名の付け方」の通則4の例外に相当する例としては、「ヘダテ—隔 (17例) 隔て (1例)」が挙げられる。動詞としての例は一例のみであるが、「其中を隔てらるゝ事ハ (下45ウ14)」と活用語尾を送っているのに対して、名詞としては送り仮名を伴わないものが多い。ただし、連用形(とりわけテを下接する場合)に活用語尾を送らない例が少なくないため、転成名詞ともとの連用形の関係は一樣ではないようである。右に挙げたヘダテがそうであるように、特定の表記形式に固定する傾向を見せる一方、用言の場合と同様、二種類以上の表記形式が見られるものも決して少なくない。

イツハリ—偽り (36)	偽 (1)	コトワリ—理り (29)	理 (3)
タトヘ—譬 (8)	譬へ (7)	タノシミ—楽み (87)	楽しみ (2)
ヒカリ—光 (91)	光り (4)	タダシテ—糺手 (13)	糺し手 (1)

カガミー鏡 (39) 鏡み (2) カムリー冠 (13) 冠り (1)
 クサリー鎖 (9) 鎖り (3) シルシー験 (10) 験し (3)
 シワザー業 (14) 業ざ (3) タメシー例し (12) 例 (6)
 タグヒー類ひ (11) 類 (6) ツミー罪 (108) 罪み (1)
 ヒトツー一ツ (155) 一 (14) フタツー二ツ (77) 二 (13)
 ホマレー誉 (41) 誉れ (11) ミツー三ツ (43) 三 (5)
 モトヒー基 (17) 基ひ (11) ワザワヒー災 (26) 災ひ (7)
 ワザワヒー殃 (10) 殃ひ (4)

語による違いは当然の如く存するであろうが、体言においても少数ながら多数を占める表記形式と異なる表記が併存している。しかも、転成名詞であるか否かには関わりがなさそうである。

このように見てくると、統一的な送り仮名法を志向すると見てとれる反面で、多くの語において少しずつ異なる表記形式を伴うのが、『ぎや・ど・べかどる』の送り仮名の実態であると考えられる。何故わずかながらの例外が存在するのか。この点を明らかにすることが肝要であり、送り仮名の変遷に関しても示唆を与えるだろうと考える。

五 おわりに

日本語の表記は、詰まるところ語形が同定できるかに懸かっていると考えられる。その中でも、送り仮名は活用や品詞性だけでなく、漢字と訓の関係、複合語においては語としての結合度、さらにキリシタン版においては活字の組版などにも関わる事項である。単純なまとめ方は困難であろうが、その実態をまずはしっかり整理して把握することが先決と

言える。そのためにも、一定のひな形に基づいて使用実態を分析する必要がある。

本稿は『ぎや・ど・べかどる』における送り仮名の特徴の摘記に終結した。用言・体言以外の語や複合語については稿を改めたい。

注

- (1) 二〇〇七年一月、講談社刊（講談社現代新書）。
- (2) 三宅武郎編『おくりがな法資料集』（一九六二年五月、明治書院刊）所収による。
- (3) 坂口至「近世初期の送り仮名―和泉流古狂言『和泉家古本』の場合―」（『国語国文学研究』二五、一九八九年九月）が「送り仮名の歴史の変遷を描くには、多くの地道な実態調査の積み重ねが必要である。」と述べた状態からさほど変わっていないように思える。
- (4) 豊島正之「ぎやどべかどる 解説」（尾原悟編『キリシタン文学双書 ぎやどべかどる』二〇〇一年一月、教文館）。
- (5) 土井忠生訳『ロドリゲス日本大文典』（一九五五年三月、三省堂）による。
- (6) 一九八〇年九月、東京堂出版刊。項目執筆は築島裕氏。
- (7) 『語文（日本大学）』第九四号（一九九六年三月）所収。
- (8) 『天理図書館善本叢書38きりしたん版集一』（一九七六年五月、八木書店刊）。
- (9) 一九八七年二月、清文堂刊。同書の漢字索引篇には、索引本文として漢字別に語表記形式の一覧が挙げられ、語表記の概略が把握できるように配慮されている。用例数は示されていないものの、本稿においても重要資料として参照している。
- (10) 二〇〇一年一月、教文館刊。
- (11) もとより、前書きに記す「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活」以外の「科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個人々の表記」に相当する場合や、使用漢字に原則として振り仮名を添える表記様式の場合を除く。
- (12) 所在表示は原本の丁付けによる。以下も同じ。